

掛川市訓令甲第1号

掛川市事務決裁規程（平成17年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

掛川市長 松井三郎

別表第2の2(2)の表を次のように改める。

(2) 生涯学習協働推進課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 特定非営利活動法人の認証等	1 設立又は合併の認証	○				
	2 解散の認定	○				
	3 認証の取消し	○				
	4 改善命令			○		
	5 その他の事項				○	
2 国際交流及び姉妹都市	1 公式訪問団の派遣及び受け入れ	○				
	2 その他訪問団の派遣及び受け入れ			○		
	3 訪問団の受入家庭の決定				○	
	4 国際交流に関する調査連絡調整				○	
3 地域自治組織及び地域振興	1 市民総代会の開催計画			○		
	2 自治会組織の育成及び連絡調整				○	
	3 市長区長交流控帖の発行			○		
4 地域生涯学習の推進	1 地域生涯学習センターの設置	○				
	2 地域生涯学習センター運営管理方針の策定			○		
	3 地域生涯学習センター活動の支援				○	

別表第2の3(1)の表を次のように改める。

(1) 福祉課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 社会福祉 法人の認可 等	1 設立又は合併の認可	○				
	2 解散の認可又は認定	○				
	3 改善指導			○		
	4 指導監査その他の事項				○	
2 戦後処理	1 未帰還者及び遺族援護の調査連絡				○	
	2 引揚援護				○	
	3 旧軍人等恩給の取扱い				○	
3 災害救助	1 援護物資の配分実施				○	
4 児童福祉	1 児童手当の受給資格及び額の認定				○	
	2 子ども医療費の支給審査				○	
5 行旅病人 等	1 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い				○	
	2 浮浪者及び精神障害者の保護				○	
	3 一時保護等の取扱い				○	
	4 旅費欠乏者への援護				○	
6 精神保健	1 精神障害者医療費の支給審査				○	

附 則

この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。